

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

訓 令 甲

○勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

告 示

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請

(循環型社会推進課)

一

○生活保護法による指定介護機関の指定

(社会福祉課)

二

○生活保護法による指定介護機関の変更の届出

(同)

三

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

(障害福祉課)

四

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

(同)

四

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)

(農林水産経営支援課)

四

○県営土地改良事業計画の縦覧

(農村振興課)

五

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(森林整備課)

五

○砂利採取業務主任者試験の実施

(産業立地推進課)

五

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(八件)

(道 路 課)

六

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

二一

○教育委員会

(産業立地推進課)

二一

○教育委員会定例会の開催

(道 路 課)

二二

○秋さけ固定式さし網漁業の制限

(建築宅地課)

二二

○秋さけ固定式さし網漁業の制限

(建築宅地課)

二二

○秋さけ固定式さし網漁業の制限

(建築宅地課)

二二

○秋さけ固定式さし網漁業の制限

(建築宅地課)

二二

訓 令 甲

○宮城県訓令第十三号

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程(昭和五十三年宮城県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

別表第二第七号中「国際経済・交流課」を「国際企画課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年八月二十九日から施行する。

告 示

○宮城県告示第七百四十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十九年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社イーストコア

2 所在地 宮城県塩竈市貞山通二丁目二番六号

3 代表者の氏名 代表取締役 田中 信行

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県岩沼市空港南五丁目一番二

三 産業廃棄物処理施設の種類の種類

廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設
 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び
 陶磁器くず、がれき類

五 申請年月日

平成二十九年七月十八日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所岩沼支所（塩釜保健所岩沼支所）

2 縦覧期間 平成二十九年八月二十九日から平成二十九年九月二十九日まで（午前八時三十分か
 ら午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十九年十月十三日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所岩沼支所（塩釜保健所岩沼支所）
 3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人に
 あっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語によ
 り記載すること。）
 ○宮城県告示第七百四十七号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰
 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法
 律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、
 指定介護機関として次のとおり指定した。
 平成二十九年八月二十九日

一 訪問看護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公立加美病院	加美郡色麻町四電字杉成九	加美郡保健医療福祉行政事務組合	加美郡色麻町四電字杉成九	平成二十九年七月一日
--------	--------------	-----------------	--------------	------------

介護老人保健施設丸森ロイヤルケアセンター	伊具郡丸森町鳥屋九一二	医療法人財団明理会	東京都板橋区本町三十六一三	平成二十九年七月一日
----------------------	-------------	-----------	---------------	------------

三 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
公立加美病院	加美郡色麻町四電字杉成九	加美郡保健医療福祉行政事務組合	加美郡色麻町四電字杉成九	平成二十九年七月一日
もみの木薬局	柴田郡柴田町船岡中央二一九一二十一	有限会社中央薬局	角田市角田字扇町十一一十四	平成二十九年七月一日
城南薬局	亘理郡亘理町館南八十五一十七	有限会社中央薬局	角田市角田字扇町十一一十四	平成二十九年七月一日
中央薬局	角田市角田字扇町十一一十四	有限会社中央薬局	角田市角田字扇町十一一十四	平成二十九年七月一日

四 居宅介護支援事業

にしゅうら薬局	刈田郡蔵王町宮字西裏九	有限会社中央薬局	角田市角田字扇町十一一十四	平成二十九年七月一日
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ひなげしケアプランセンター	大崎市松山千石字松山三百五十四一	有限会社ポブラ	遠田郡美里町牛飼字牛飼三十八一	平成二十九年四月一日
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日

五 介護予防訪問看護

公立加美病院	加美郡色麻町四竈字杉成九	加美郡保健医療福祉行政事務組合	加美郡色麻町四竈字杉成九	平成二十九年七月一日
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日

六 介護予防訪問リハビリテーション

介護老人保健施設丸森ロイヤルケアセンター1	伊具郡丸森町鳥屋九一二	医療法人財団明理会	東京都板橋区本町三十六一三	平成二十九年七月一日
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日

七 介護予防居宅療養管理指導

公立加美病院	加美郡色麻町四竈字杉成九	加美郡保健医療福祉行政事務組合	加美郡色麻町四竈字杉成九	平成二十九年七月一日
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
もみの木薬局	柴田郡柴田町船岡中央二一九一二十一	有限会社中央薬局	角田市角田字扇町十一一十四	平成二十九年七月一日
城南薬局	亘理郡亘理町館南八十五一十七	有限会社中央薬局	角田市角田字扇町十一一十四	平成二十九年七月一日
中央薬局	角田市角田字扇町十一一十四	有限会社中央薬局	角田市角田字扇町十一一十四	平成二十九年七月一日
にしゅうら薬局	刈田郡蔵王町宮字西裏九	有限会社中央薬局	角田市角田字扇町十一一十四	平成二十九年七月一日
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日

○宮城県告示第七百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十九年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	
大郷訪問看護ステーション		ウエック一迫ケアステーション		アサヒサンクリーン株式会社栗原営業所		アサヒサンクリーン株式会社栗原ヘルパーステーション		事業所の名称
黒川郡大郷町羽生字中ノ町十一番一		栗原市一迫真坂字南町二十四番地		栗原市若柳字川南堤通十一一六		栗原市志波姫沼崎堰畑百三十六一		事業所の所在地
		黒川郡大郷町大松沢字宮畑二十五番地の三		栗原市若柳字川南堤通十一一六		栗原市志波姫沼崎堰畑百三十六一		開設者の名称
		黒川郡大郷町羽生字中ノ町十一番一		株式会社ウエルシスパー トナーズ		アサヒサンクリーン株式会社		開設者の所在地
		黒川郡大郷町羽生字中ノ町十一番一		仙台市青葉区一番町一丁目一三三		静岡県静岡市葵区本通十丁目八番地の一		変更年月日
		黒川郡大郷町羽生字中ノ町十一番一		静岡県静岡市葵区本通十丁目八番地の一		静岡県静岡市葵区本通十丁目八番地の一		

○宮城県告示第七百四十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十九年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五〇三〇〇二九八	放課後等デイサービスぶれいんはーと塩竈市旭町二十番十一号	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人ぶれいんはーと	平成二十九年八月十八日

○宮城県告示第七百五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十九年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一二二〇〇一一五	社会福祉法人川崎町社会福祉協議会 柴田郡川崎町大字前川字北原二十三番地一	居宅介護 重度訪問介護	川崎町社会福祉協議会	平成二十九年七月三十一日

○宮城県告示第七百五十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届 出 年 月 日	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	養 殖 業 の 種 類	区 域 内 特 定 養 殖 業 者 数
宮城県第 百六十三 加入区	平成十九年宮 城告示第 百十八号（漁 業災害補償 法に基づく 加入区に 共済に係る 加入区の設定） で告示され た宮城県漁 業協会の表 支所の地区 のうち小湊 浜の区域	平成二十九年 八月二十一日	石巻市小湊 南一丁目一 七番地 石森 貴俊 石巻市給分 浜羽黒下二 丁目一丁目 一番地 木村 美輝	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	二十一人

○宮城県告示第七百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により県営大谷地地区土地改良事業競争力強化基盤整備事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ。

平成二十九年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十九年八月二十九日から平成二十九年九月二十七日まで

三 縦覧場所

涌谷町役場

○宮城県告示第七百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市太白区秋保町馬場字鷹ノ巣西二の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

○砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定に基づき平成二十九年年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十九年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験日時

平成二十九年十一月十日（金）午前十時から正午まで

二 試験会場

宮城県自治会館二〇〇会議室

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

三 試験科目

- 1 砂利の採取に関する法令
 - 2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 四 受験手続

1 受験願書の受付期間は、平成二十九年九月二十五日（月）から十月十三日（金）までとする。ただし、郵送の場合は、同日の消印のあるものを有効とする。

2 受験手数料は七千六百円とし、受験願書に七千六百円分の宮城県収入証紙を貼り付けて納めること。

3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課並びに各地方振興事務所及び地域事務所で配布する。

4 受験願書の提出先

宮城県経済商工観光部産業立地推進課

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

（電話〇二二二二二二二七三二）

5 受験願書の添付書類

写真（手札形（縦十・六センチメートル、横八・一センチメートル）とし、受験願書の提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 千四百二十トン

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から平成三十年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県大河原土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以

<p>下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。</p> <p>8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。</p> <p>9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一 二一一一三三五)へ平成二十九年九月七日(木)午後五時までに提出すること。</p> <p>三 入札書の提出場所等</p> <p>1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先 千九八九一 二四三 宮城県柴田郡大河原町字南一二九番地一号 宮城県大河原土木事務所総務班(担当 鹿又 正光 電話〇二二四一五三一三三五)</p> <p>2 入札説明書の交付期限 平成二十九年九月十二日(火)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十九年九月十一日(月)午後五時まで1あて申し出ること。</p> <p>3 一般競争入札参加資格審査 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、平成二十九年九月二十六日(火)午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>4 入札書の提出期限等</p> <p>(一) 日時 平成二十九年十月十日(火)午後五時まで</p> <p>(二) 場所 1に同じ。</p> <p>(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札の場所へ提出できるものとする。</p> <p>(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。</p>	<p>5 開札の日時及び場所 平成二十九年十月十三日(金)午前10時〇〇分 宮城県大河原合同庁舎三階入札室</p> <p>四 入札に参加することができない者</p> <p>1 二に定める資格を有しない者</p> <p>2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。</p> <p>3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。</p> <p>4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。</p> <p>5 入札金額の記載方法</p> <p>(一) 入札金額は、一キログラム当たりの単価を一銭単位で記載すること。</p> <p>(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。</p> <p>6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>9 詳細は、入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)</p> <p>2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2018.</p> <p>3 Place of Delivery : Within Ogawara civil engineering office areas of jurisdiction.</p> <p>4 Deadline for Bid : Tuesday, October 10, 2017, 5 : 00 p.m.</p>
--	---

- 5 Contact Person : Masamitsu Kanomata, General Affairs Group, Ogawara civil engineering office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 129-1 Minami, Ogawara, Shibata, Miyagi, 989-1243 Japan. Tel.: 0224-53-3135
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十九年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 大河原土木事務所管内LED道路照明灯具及び関連機器の賃貸借 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 契約締結日の翌日から平成四十年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 (国) 一三号外 白石市小原地内外
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴力団員法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二一-三三三五)へ平成二十九年九月十四日(木)午後五時までに提出すること。

- 三 入札書の提出場所等
 - 1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県土木部道路課調整班（担当 伊藤 勝基 電話〇二二一三二一三二一）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十九年九月八日（金）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年九月十五日（金）から平成二十九年九月二十五日（月）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年九月二十五日（月）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十九年九月二十九日（金）午前九時から平成二十九年十月六日（金）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十九年十月六日（金）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出する。

と。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札日時まで開札場所へ提出できるものとする。

二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十九年十月十日（火）午前十時 宮城県行政庁舎八階道路課

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Services to Be Procured : Lease of lighting and other related equipment for LED street lights in areas under the jurisdiction of the Ogawara Public Works Office

2 Implementation Term : From day after contract settlement to March 31, 2028

3 Places of Implementation : (National) Route 113 and other roads, Obara in Shiroishi City and other areas

4 Deadline of Bid Submission : Friday, October 6, 2017, 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Katsumoto Ito, Coordination Section, Road Planning Division, Public

Works Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi;
980-8570 Japan, Tel.: 022-211-3151

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十九年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 仙台土木事務所管内LED道路照明灯具及び関連機器の賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から平成四十年三月三十一日まで
- 4 履行場所 (国) 三四六号外 宮城県松島町根廻地内外
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ

と。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴力団法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三五)へ平成二十九年九月十四日(木)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては

980-8570 Japan. Tel.: 022-211-3151

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十九年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 北部土木事務所管内LED道路照明灯具及び関連機器の賃貸借 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 契約締結日の翌日から平成四十年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 (国) 一〇八号外 大崎市鳴子温泉地内外
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
 - 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
 - 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
 - 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇-1八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-1三三三五)へ平成二十九年九月十四日(木)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供さ

れるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県土木部道路課調整班(担当 伊藤 勝基 電話〇二二一三一三二五)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十九年九月八日(金)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年九月十五日(金)から平成二十九年九月二十五日(月)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年九月二十五日(月)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合
入札期間 平成二十九年九月二十九日(金) 午前九時から平成二十九年十月六日(金) 午後五時まで

(二) 書面により入札書を出す場合

イ 日時 平成二十九年十月六日(金) 午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出するものと。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十九年十月十日(火) 午前十時三十分 宮城県庁行政舎八階道路課

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Services to Be Procured : Lease of lighting and other related equipment for LED street lights in areas under the jurisdiction of the Hokubu Public Works Office

2 Implementation Term : From day after contract settlement to March 31, 2028

3 Places of Implementation : (National) Route 108 and other roads, Naruko Onsen in Osaki City and other areas

4 Deadline of Bid Submission : Friday, October 6, 2017, 5:00 p.m.

5 Contact Information : Katsumoto Ito, Coordination Section, Road Planning Division, Public Works Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel.: 022-211-3151

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十九年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 栗原地域事務所管内LED道路照明灯具及び関連機器の賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から平成四十年三月三十一日まで
- 4 履行場所 (国) 三九八号外 栗原市築館藤木地内外
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいす

れにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五)へ平成二十九年九月十四日(木)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続

<p>6 開札の日時及び場所</p> <p>二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。</p> <p>ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までには到達するように提出するものと。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札日時まで開札場所へ提出するものとする。</p> <p>イ 日時 平成二十九年十月六日(金) 午後五時</p> <p>ロ 場所 2に同じ</p> <p>ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までには到達するように提出するものと。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札日時まで開札場所へ提出するものとする。</p> <p>二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。</p>	<p>きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。</p> <p>(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。</p> <p>2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先</p> <p>〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>宮城県土木部道路課調整班(担当 伊藤 勝基 電話〇二二一二二一三二五)</p> <p>3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十九年九月八日(金)まで2あて申し出ること。</p> <p>4 一般競争入札参加資格審査</p> <p>(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年九月十五日(金)から平成二十九年九月二十五日(月)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。</p> <p>(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年九月二十五日(月)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。</p> <p>(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>5 入札書の提出期限等</p> <p>(一) システムを用いて入札する場合</p> <p>入札期間 平成二十九年九月二十九日(金) 午前九時から平成二十九年十月六日(金) 午後五時まで</p> <p>(二) 書面により入札書を出す場合</p> <p>イ 日時 平成二十九年十月六日(金) 午後五時</p> <p>ロ 場所 2に同じ</p> <p>ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までには到達するように提出するものと。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札日時まで開札場所へ提出するものとする。</p> <p>二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。</p>
<p>6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.</p>	<p>平成二十九年十月十日(火) 午前十時四十五分 宮城県行政庁舎八階道路課</p> <p>四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第一号の規定による。</p> <p>3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。</p> <p>4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。</p> <p>5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。</p> <p>6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>9 詳細は、入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Services to Be Procured : Lease of lighting and other related equipment for LED street lights in areas under the jurisdiction of the Kurihara Regional Office</p> <p>2 Implementation Term : From day after contract settlement to March 31, 2028</p> <p>3 Places of Implementation : (National) Route 398 and other roads, Tsukidate Fujiki in Kurihara City and other areas</p> <p>4 Deadline of Bid Submission : Friday, October 6, 2017, 5 : 00 p.m.</p> <p>5 Contact Information : Katsumoto Ito, Coordination Section, Road Planning Division, Public Works Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel: 022-211-3151</p>

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十九年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 登米地域事務所管内LED道路照明灯具及び関連機器の賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から平成四十年三月三十一日まで
- 4 履行場所 (国) 三四二号外 登米市中田町上沼地内外
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-一三三五)へ平成二十九年九月十四日(木)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約におけ

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十九年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 東部土木事務所管内LED道路照明灯具及び関連機器の賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から平成四十年三月三十一日まで
- 4 履行場所 (国)三九八号外 石巻市門脇地内外
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一―三三三五)へ平成二十九年九月十四日(木)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県土木部道路課調整班(担当 伊藤 勝基 電話〇二二二二二二一三二一)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十九年九月八日(金)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年九月十五日(金)から平成二十九年九月二十五日(月)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年九月二十五日(月)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十九年九月二十九日(金) 午前九時から平成二十九年十月六日(金) 午後五時まで

(二) 書面により入札書を出す場合

イ 日時 平成二十九年十月六日(金) 午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出するものと。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十九年十月十日(火) 午前十一時十五分 宮城県行政庁舎八階道路課

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Services to Be Procured : Lease of lighting and other related equipment for LED street lights in areas under the jurisdiction of the Tobu Public Works Office

2 Implementation Term : From day after contract settlement to March 31, 2028

3 Places of Implementation : (National) Route 398 and other roads, Kadowaki in Ishinomaki City and other areas

4 Deadline of Bid Submission : Friday, October 6, 2017, 5: 00 p.m.

5 Contact Information : Katsumoto Ito, Coordination Section, Road Planning Division, Public Works Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel: 022-211-3151

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 気仙沼土木事務所管内LED道路照明灯具及び関連機器の賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から平成四十年三月三十一日まで
- 4 履行場所 (国)二八四号外 気仙沼市下八瀬地内外
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
 - 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
 - 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
 - 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五)へ平成二十九年九月十四日(木)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより

あらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。
2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県土木部道路課調整班(担当 伊藤 勝基 電話〇二二―二二二―二二五二)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十九年九月八日(金)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年九月十五日(金)から平成二十九年九月二十五日(月)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年九月二十五日(月)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合
入札期間 平成二十九年九月二十九日(金) 午前九時から平成二十九年十月六日(金) 午後五時まで

(二) 書面により入札書を出す場合

イ 日時 平成二十九年十月六日(金) 午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札日時まで開札場所へ提出すべきとする。
ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十九年十月十日(火) 午前十一時三十分 宮城県庁舎八階道路課

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十一年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Services to Be Procured : Lease of lighting and other related equipment for LED street lights in areas under the jurisdiction of the Kesennuma Public Works Office

2 Implementation Term : From day after contract settlement to March 31, 2028

3 Places of Implementation : (National) Route 284 and other roads, Shimoyatsuse in Kesennuma City and other areas

4 Deadline of Bid Submission : Friday, October 6, 2017, 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Katsumoto Ito, Coordination Section, Road Planning Division, Public Works Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel: 022-211-3151

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年八月二十九日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市大曲字八幡百二十三番四、百二十三番五

名取市大曲字八幡百二十一番地

菅野 博一

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十五号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十九年八月二十九日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

一日 時 平成二十九年九月五日 午後二時

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 教育功績者表彰について

第二号議案 学校教職員人事異動方針の改正について

第三号議案 職員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二一三六一一）

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、石巻市網地島濤波崎正東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）において、十トン未満の漁船を使用して行う秋さけ固定式さし網漁業（以下「さけ固定式さし網漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

平成二十九年八月二十九日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 島 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十九年九月一日から平成三十年一月三十一日まで

二 操業区域

気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濤波崎正東の線以北における、水深百四十メートル以浅の水域

三 操業期間

平成二十九年九月二十五日から同年十一月二十日まで。ただし、宮城海区漁業調整委員会指示によるさけ採捕の制限による期間を除く。

四 操業の承認

規制区域においてさけ固定式さし網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙秋さけ固定式さし網漁業承認事務取扱要領の定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

五 承認隻数

承認の隻数の上限は、百五十七隻とする。

六 承認の対象者

承認の対象者は、漁業法その他関連法令に抵触しない者であつて、漁業調整上特に支障がなく、かつ、さけの特性を認識し、さけ増殖事業に協力する次の各号のいずれかに該当するものとする。
（一）平成二十八年度において、さけ固定式さし網漁業承認証（以下「承認証」という。）の交付を受け、宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を有する者（以下「水揚げ実績を有する者」という。）。
（二）平成二十八年度において、水揚げ実績を有する者以外の者にあつては、次のいずれかに該当す

る者とする。

(1) 平成二十六年及び平成二十七年に承認証の交付を受け、いずれの年度においても水揚げ実績を有する者。

(2) 平成二十七年に新規に承認証の交付を受けた者であつて、平成二十七年において水揚げ実績を有する者。

(3) 平成二十八年度に新規に承認証の交付を受けた者。

(三) 平成二十九年より新規に着業し、承認を受けようとする者。ただし、承認に係る隻数は八隻以内とする。

七 操業の条件及び制限

1 操業の承認を受けた者（以下「操業者」という。）は、操業する際、委員会が交付する承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。

2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。

3 敷設できる漁具の総延長は、三キロメートル以内とし、二張を超えて敷設してはならない。

4 漁具を二張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。

5 漁具の敷設開始時間は午前四時以降とし、揚網開始時間は同日午前八時（南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前九時）とする。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合は除く。

6 漁具の敷設回数は、一日一回とする。

7 漁具は、東方向（真方位九十度）に敷設しなければならない。

8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。

9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。

10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。

11 さけ固定式さし網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。

12 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

八 承認の取り消し

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(別紙)

秋さけ固定式さし網漁業承認事務取扱要領

(操業の承認申請)

第一 秋さけ固定式さし網漁業の制限（平成二十九年宮城県漁業調整委員会指示第五号）四の承認を受けようとする者は、秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請書（様式第一号。以下「承認申請書」という。）を宮城県漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 承認申請書の受理期間は、委員会指示の翌日から平成二十九年九月六日までとする。

3 承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(一) 漁船原簿謄本

(二) 年間事業計画書（様式第二号）

(三) 委員会指示六の(三)に該当する場合は、申請調書（様式第三号）

(四) 所属漁業協同組合支所運営委員長又は代表理事組合長の副申書

(五) 親子間での借用及び宮城県共同利用漁船復旧対策事業により建造した漁船で申請する場合は船舶使用承諾書（様式第四号）

(六) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

4 承認申請書は、申請者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請一覧表（様式第五号）を添えて、提出するものとする。

(操業承認証の交付)

第二 委員会は、操業の承認をしたときは、申請者の所在地を管轄する地方振興事務所（以下「地方振興事務所」という。）を通じ、漁船（漁ろう装置、漁網を含む。）を確認の上、秋さけ固定式さし網漁業操業承認証（様式第六号。以下「承認証」という。）を申請者に交付する。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩竈市新浜町一丁目九一 電話〇二二一三六六一二二三一
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市東中里一丁目四一三十二 宮城県石巻合同庁舎 電話〇二二五一九五一四七三
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市赤岩杉ノ沢四十七一六 宮城県気仙沼合同庁舎 電話〇二二六二二一六八五一

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所連絡の上、その指示を受けなければならない。

(承認証の書換交付)

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく秋さけ固定式さし網漁業操業承認証書換交付申請書(様式第七号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

2 前項の申請は、第一の3(六)の規定を準用する。

(承認証の再交付)

第四 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく秋さけ固定式さし網漁業操業承認証再交付申請書(様式第八号)を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

(船体の標識)

第五 委員会指示七の2の別に定める標識は、様式第九号とする。

(漁獲成績報告書)

第六 委員会指示七の12の漁獲成績報告書は、様式第十号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類(水揚げ切書等の写し)を添付するものとする。

(承認申請書の経由)

第七 第一、第三、第四及び第六の規定による申請又は報告は、地方振興事務所を経由して行うものとする。

(様式第一号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城県漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

秋さけ固定式さし網漁業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 操業期間 平成29年9月25日から同年11月20日まで 記

2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島瀧波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶 丸

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数 トン

(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 漁具の規模 km × 張り = km

km × 張り = km

km × 張り = km

合計 張り km

5 申請理由

(様式第2号)

年 間 事 業 計 画 書

船 名 _____ 丸 氏 名 _____

漁業の種類	漁業	漁業	漁業	合 計
区分				
漁獲物の種類				
操 業 期 間				
操 業 日 数 (日)				
航 海 数 (回)				
漁獲予想数量 (kg)				
漁獲予想金額 (円)				
乗 組 員 (人)				
所 要 経 費 (円)	人 件 費			
	燃 料 費			
	費			
合 計				

(A4縦)

(様式第3号)

申 請 調 書

住 所					
氏 名					
生 年 月 日	年	月	日	年 齢	歳
漁 業 形 態	1 : 漁船漁業専業 2 : 養殖との兼業 3 : 養殖専業 ※該当する番号に○印をお願いします。				
漁業従事年数					
使 用 漁 船	船 名		漁船登録番号	MG -	
	推進機関の種類及び馬力		(kW・PS)	総トン数	トン
年間操業実績					
No	漁 業 種 類	操 業 期 間	水揚数量 (kg)	水揚金額 (千円)	
1		(○月○旬～○月○旬)			
2					
3					
4					
5					
6					
	合 計				

※前年度（4月から翌年3月まで）における年間操業実績を記入願います。

上記のとおり相違ないことを証します。

平成 年 月 日

漁業協同組合 代表理事組合長（支所運営委員長） 印

(A4縦)

(様式第4号)

船舶使用承諾書

年 月 日

(漁船使用者)
住 所
氏 名

殿

(漁船所有者)
住 所
氏 名

印

秋さけ固定式さし網漁業の操業について、下記のとおり漁船の使用を承諾します。
なお、この承諾によって、私が貴殿に代わり宮城海区漁業調整委員会の秋さけ固定式さし網漁業の操業の承認を受けるものではありません。

記

- 1 承諾期間
- 2 船名及び漁船登録番号
- 3 総トン数
- 4 推進機関の種類及び馬力数

(A4縦)

(様式第5号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請一覧表

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合 代表理事組合長 (支所運営委員長) 印

一連 番号	船 名	漁 船 登 録 番 号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	申 請 者		前 年 度 承 認 証 番 号	前年度水揚 実績の有無
					住 所	氏 名		

(A4横)

(様式第 6 号)

(表)

宮さけ第 号〇	住所 氏名	秋さけ固定式さし網漁業操業承認証
1 操業期間	平成29年 9月25日 から 平成29年11月20日 まで	
2 操業区域	気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地高濑波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。	
3 使用する船舶	丸	
(1) 船名		
(2) 漁船登録番号		
(3) 総トン数	トン	
(4) 推進機関の種類及び馬力数		
4 操業の条件及び制限	裏面記載のとおり	
年 月 日	宮城海区漁業調整委員会 会 長	
	印	

(A4縦)

(様式第 6 号)

(裏)

操 業 の 条 件 及 び 制 限 (委員会指示第七)

- 1 操業の承認を受けた者(以下「操業者」という。)は、操業する際、委員会が交付する秋さけ固定式さし網漁業承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。
 - 2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
 - 3 敷設できる漁具の総延長は、3キロメートル以内とし、2張を超えて敷設してはならない。
 - 4 漁具を2張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。
 - 5 漁具の敷設開始時間は午前4時以降とし、揚網開始時間は同日午前8時(南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前9時)とする。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合を除く。
 - 6 漁具の敷設回数は、1日1回とする。
 - 7 漁具は、東方向(真方位90度)に敷設しなければならない。
 - 8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。
 - 9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。
 - 10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則(昭和41年宮城県規則第73号)第57条第1項に規定する標識をしなければならない。
 - 11 さけ固定式さし網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラウナル回避に努めなければならない。
 - 12 操業期間終了後は、1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 承 認 の 取 り 消 し (委員会指示第八)
- この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(様式第7号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証書換交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したいので、書換交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第 号
- 2 船 名 丸
- 3 書換する事項

項 目	書 換 前	書 換 後
4 書換を必要とする理由		

(A4縦)

(様式第8号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証を滅失(き損)したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第 号
- 2 船 名 丸
- 3 滅失(き損)の理由

(A4縦)

(様式第9号)

宮さけ 第 号○

- 1 文字及び数字(承認証番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字(承認証番号)及び枠は、朱色とすること。
- 3 ○印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所)の頭文字を記入すること。

(様式第10号)

秋さけ固定式さし網漁業漁獲成績報告書

No. _____

提出年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮さけ 第 _____ 号
氏 名	印	船 名	
乗 組 員	人	総トン数	
刺 網 の 規 模	目 合： 寸 _____ 分 (_____ cm)	漁船登録番号	MG _____ -
	総延長： _____ m・使用反数： _____ 反	推 進 機 関	電気点火・ジーゼル (○印をする)

年 _____ 月 _____ 分

日	漁場 番号	水深 (m)	尾 数 (尾)			数 量 (kg)	金 額 (千円) ※税抜き	敷 設 時 間	揚 網 時 間	備 考 (漁模様, 海況等を記入)
			オ ス	メ ス	合 計					
1							:	:		
2							:	:		
3							:	:		
4							:	:		
5							:	:		
6							:	:		
7							:	:		
8							:	:		
9							:	:		
10							:	:		
旬計										
11							:	:		
12							:	:		
13							:	:		
14							:	:		
15							:	:		
16							:	:		
17							:	:		
18							:	:		
19							:	:		
20							:	:		
旬計										
21							:	:		
22							:	:		
23							:	:		
24							:	:		
25							:	:		
26							:	:		
27							:	:		
28							:	:		
29							:	:		
30							:	:		
31							:	:		
旬計										
合計										

【秋さけ固定式さし網漁業に要した所要経費】

経 費 (千円)				経 費 合 計 (千円)
漁 具 費	燃 料 費	人 件 費	その他 () ()	

※経費欄には、操業期間中に要した経費を記入する。

宮城県地先海面における「秋さけ固定式さし網漁業」操業区域

